

(広義の) 社会保険制度の見直しについて

2. 労災保険について

①及び③関係

平成13年度及び平成9年度の労働保険未手続事業数の推計

(単位:千事業所、千事業)

区 分		事業所数 (13年度)	事業所数 (9年度)
事業所・企業統計調査による事業所数	A	4,233	4,363
労災保険の適用事業数	B	2,692	2,699
	有期事業場数 C	60	90
継続被一括事業としてまとめて適用された事業数	D	1,003	893
未手続(加入)事業数(推計値)	$A - (B - C) - D$	598	861

注)9年度の事業所・企業統計調査による事業所数は平成8年のデータを使用

労働省による平成9年度の未手続事業数の推計

(単位：千事業所、千事業)

区 分		事業所・事業数
平成8年事業所・企業統計調査による事業所数	a	4,363
労災保険の適用事業数	b	2,699
有期事業場数	c	90
継続被一括事業としてまとめて適用された事業数	d	893
未手続(加入)事業数(推計値)	$a-(b-c)-d$	861

(注) 1 労働省の資料に基づき当庁が作成した。

2 事業所・企業統計調査における事業所は、「物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所」をいい、これに対し、労災保険における適用事業は「一定の場所において一定の組織の下に有機的に関連して行われる一定の作業を指し、通常事業として考えられる企業体を指称しているものではなく、場所的かつ組織的に独立した最小単位の作業体」をいうことから、両者は正確に一致するものではない。

3 c欄の「有期事業場数」は、b欄の「労災保険の適用事業数」の内数ではあるが、事業所・企業統計調査の事業所の対象となっていない。

4 d欄の「継続被一括事業としてまとめて適用された事業数」は、複数の同種の事業所を一括して1事業として適用されているもので、実事業数から一括事業数を差し引いた事業数である。

5 労働省は、上記に加え、統計上把握できない小規模の事業、未手続の有期事業などの未手続事業数分を勘案して、全体として未手続事業が90万事業程度あるものと推定している。

(参 考)

継続被一括事業

「継続事業」とは、労災保険の適用事業の区分の一つで、事業の期間が予定されていない事業をいい、一般の工場、商店、事務所などがこれに当たる。これらの事業において、一定の要件を満たすものは、申請をし、認可を受けることにより、数個の事業を労働大臣が指定した一つの事業(以下「指定事業」という。)で一括して保険関係を成立させることができ、その指定事業に包括されて取り扱われる事業を「継続被一括事業」という。

有期事業

建築工事、ダム工事、道路工事など事業の期間が予定されている事業を「有期事業」といい、その事業主は、各保険年度ごとに概算保険料及び確定保険料の申告及び納付を行う必要はなく、工事の全期間を通じて、1回だけ概算保険料及び確定保険料の申告及び納付を行うこととなっている。

業種別労災保険加入事業数

(単位：事業、%)

業種別	区分	平成8年事業所・ 企業統計調査による 事業所数 a	平成9年度加入 事業数 b	加入率 b/a
林業		1,794	24,535	1,367.6
漁業		3,009	5,510	183.1
鉱業		4,057	5,680	140.0
建設業		490,977	690,928	140.7
製造業		588,079	532,914	90.6
運輸業		124,355	72,555	58.3
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3,737	2,245	60.1
その他の事業		3,147,158	1,365,130	43.4
計		4,363,166	2,698,597	61.9

- (注) 1 労働省の資料に基づき当庁が作成した。
- 2 「平成8年事業所・企業統計調査による事業所数」は、民営事業所数から従業者0人の事業所を差し引いたものである。
- 3 その他の事業には「農業」を含む。
- 4 「平成9年度加入事業数」欄は、事業所・企業統計調査の事業所の対象となっていない有期事業（建設工事等一定期間の経過により終了する事業）及び有期一括事業（相前後して行う小規模の有期事業を一括し、一つとみなす事業）を含めているため、加入率が100パーセントを超えている業種がある。

② 労働保険の強制適用事業に対して、届出強制を担保する仕組み・制度

○ 未手続事業場の事業主に対する届出の促進を図る仕組み・制度として、次のようなものがある。

ア 職権による保険関係成立手続

再三の適用促進活動によっても成立手続を取らない悪質な事業主については、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定する。

イ 追徴金

未手続の事業主を含め、確定保険料を申告しなかった場合には、事業主から追徴金（労働保険料の10%）を徴収する。

ウ 費用徴収

事業主が故意又は重過失により労災保険に加入していない期間に事故が生じ保険給付がなされた場合は、事業主から、労働保険料のほか保険給付に要した費用の一部を徴収する。

エ 雇用保険に係る被保険者資格取得届等未届者への罰則

雇用保険被保険者資格取得届等の届出をせず、又は偽りの届出をした事業主に対しては、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科す。

オ 立入検査を拒んだ場合の罰則

労働保険料の申告が正しくされているかについて調査するため、事業場に立入検査を行うことがあるが、検査を拒んだ事業主に対しては、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科す。